

明石市告示第 215 号
令和 8 年 6 月 8 日

明石市長 丸谷 聡子



地域計画（案）の縦覧・公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域計画を策定するので、同法第 19 条第 7 項に基づき地域計画（案）を公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、地域計画の案について意見書を提出することができる。

1 令和 8 年度 地域計画（案）を作成した地区

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ①東江井地区 | ②西江井、福田地区 | ③鳥羽新田地区 |
| ④中ノ番、大窪地区 | ⑤松陰地区 | ⑥長池地区 |
| ⑦清水新田地区 | ⑧松陰新田地区 | ⑨魚住東部農用地区 |
| ⑩金ヶ崎北地区 | ⑪西島、中尾地区 | ⑫天郷地区 |
| ⑬馬坂ノ上地区 | ⑭大澤地区 | ⑮戌亥谷地区 |

2 縦覧場所

明石市役所 掲示板

3 縦覧期間

令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）から令和 8 年 6 月 21 日（日曜日）

4 意見書提出方法及び提出先

- ・電子メール（nousui@city.akashi.lg.jp）
 - ・ファックス（078-918-5126）
 - ・郵送（〒673-8686 明石市中崎 1-5-1 明石市農業政策課）
 - ・持参
- 上記のいずれかによる提出とし、電話や窓口での口頭意見は受け付けられない。

5 意見書提出期限

令和 8 年 6 月 21 日（必着）

6 意見書提出に当たっての注意事項

- (1)地域計画（案）に対する意見以外は提出できない。
- (2)意見書には、個人の場合は、氏名・住所・連絡先を、法人や団体の場合は、団体名・代表者名・事業所の所在地・連絡先を記載する。
- (3)提出された意見については、次回見直しの際にそれらを踏まえ、当該地域計画の内容を検討する。